

公文書一部開示決定通知書

蘭 観 号

令和4年4月6日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



2022年3月28日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	チセヌプリスキー場の譲渡について、蘭越町が弁護士および北海道振興局の担当者で行った面談・通話・email・手紙ほか全ての記録文書。 1) 弁護士への相談記録。 2) 北海道振興局との相談記録。	
2 開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送	
3 開示の日時	令和4年4月 日 午 時	
4 開示の場所	蘭越町役場内 (商工労働観光課)	
5 開示しない部分の概要及び理由	概 要	個人の氏名、特定の個人が識別される情報
	理 由	蘭越町情報公開条例第8条第1号該当
7 担当課等	商工労働観光課(内線1901)	
8 備 考		

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

